

# 通知預金

令和2年4月1日現在

1. 商品名	通知預金	
2. 販売対象	・ 法人及び個人。	
3. 期間	・ 定めません。但し、預入後7日間の据置き期間が必要です。	
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括預入</li> <li>・ 1万円以上</li> <li>・ 1円単位</li> </ul>	
5. 払出方法	・ 随時払戻し(一括払戻し)ができます。但し、払戻2日前までの予告通知が必要となります。	
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払い方法 (3) 付利最低残高 (4) 付利単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変動金利(店頭表示の利率)を適用いたします。</li> <li>・ 払戻時に一括支払いします。</li> <li>・ 1万円</li> <li>・ 100円(日割計算)</li> </ul>	
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人：分離課税 (国税15%、地方税5%) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 但しマル優適用分を除きます。</li> <li>・ 法人：総合課税</li> </ul>	
8. キャッシュカードの利用と手数料	—————	
9. 付加できる特約事項	・ 個人のお客様の場合 マル優のお取り扱いができます。	
10. 中途解約の取扱い	・ 据置期間内の解約は、解約日の普通預金利率を適用いたします。	
11. 金利情報の入手方法	・ 店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置  紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は業務部(9～17時、電話:03-3279-4480)にお申出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の付保対象商品です。預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。</li> <li>・ 当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。</li> </ul>	